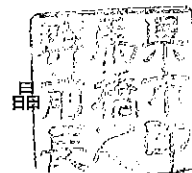


入 札 公 告 兼 入 札 説 明 書

前橋市立前橋高等学校のアイスクリーム自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年7月16日

前橋市長 小 川



記

1 入札に付する事項等

(1) 件名 前橋市立前橋高等学校のアイスクリーム自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

(3) 貸付場所及び面積（設置台数）

物件 番号	施設名称	所在地	貸付場所	区分	貸付面積	台数	入札 時刻
1	前橋市立前橋高等学校	前橋市上細井町 2211 番地 3	けやき館	建物	1.74 m ² (1.4m×1.1m+ 0.2 m ²)	1 台	10:00

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(4) 貸付期間

令和6年8月29日から令和11年8月28日まで（更新なし）

(5) 貸付条件等

別紙 アイスクリーム自動販売機設置場所貸付にかかる仕様書による。

(6) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時 令和6年8月9日（金） ※時間については上記入札時刻のとおり

イ 場所 前橋市上細井町 2211 番地 3

前橋市立前橋高等学校 小会議室

(7) 入札方法等

ア 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

イ 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1年間当たりの「年額」を記載すること。

（注）屋内物件は消費税がかかるため、入札金額には消費税を含んだ年額を記載する。

ウ 代理人による入札

代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。

エ 再度の入札

（ア）落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

（イ）再度の入札は1回とする。

（ウ）再度の入札をおこなっても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

オ その他

（ア）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

（イ）入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
免除

4 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす法人又は個人で、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けている者。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(6)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務において、3年以上の自ら管理・運営する実績を有し、かつ、現在前橋市内に自ら設置している自動販売機を有していること。
- (8) 入札対象物件に併設して自社の自動販売機を設置していないこと。

5 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 令和6年7月16日(月)から令和6年7月31日(水)まで
- (2) 取得方法 前橋市ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市ホームページのトップページ 組織から探す／教育委員会事務局／学校教育課／業務案内／入札・契約情報／入札公告（前橋市立前橋高等学校アイスクリーム自動販売機設置）

URL <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyoiku/gyomu/8/1/41501.html>

- (3) 問い合わせ先 前橋市立前橋高等学校 担当：岩瀬

前橋市上細井町2211番地3

電話 027-231-2738

ファックス 027-234-9412

メールアドレス maeichi-hs@city.maebashi.gunma.jp

6 入札参加資格の確認等

この入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(5)の書類を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、

この競争入札に参加することができない。

申請書等は押印を省略することができる。この場合、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。

(1) 入札参加申請書兼誓約書（様式第1号）

(2) 入札参加資格確認資料（様式第2号）

(3) 自動販売機の設置業務における3年以上の管理・運営実績、かつ、前橋市内の自動販売機設置を確認する書面

(4) 設置する自動販売機のカatalog

7 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和6年7月16日(月)から令和6年7月31日(水)まで
(最終日の午後5時必着)

(2) 提出場所

5 (3) と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

※持参する場合は午前8時25分から午後5時10分までの間とする。ただし、休日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）は受け付けないものとする。

※郵送で提出する場合は、必ず簡易書留で送付すること。

※電子メールで提出する場合は、押印は省略し、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。また、送信したことを電話連絡すること。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和6年7月29日(月)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メール等で送付する。

なお、競争入札参加資格確認通知書で競争入札参加資格がない旨の通知を受けた場合、競争入札参加資格確認通知書についての説明申込書（様式第4号）で、理由の説明を求めることができる。

8 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和6年7月16日(月)から令和6年7月19日(金)までの午前8時25分から午後5時10分までとする。

(2) 質問方法

質問票（所定様式）に必要事項を記載し、メール、ファックス又は持参するものとする。なお、質問票に入札参加者を特定できる記載がある等、入札執行に支障を来たすおそれがある質問には回答しないことができる。また、質問票をメール又はファックスする場合は、送信したことを電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和6年7月24日(水)から前橋市のホームページ上に掲載する。

9 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札
- ウ 同一入札に対し2以上の入札をした者の入札
- エ 入札に際し不正行為のあった者の入札
- オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
- カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の同一の入札には参加できない。

10 落札者の決定方法

- (1) 前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第6条第1項の規定により定めた予定価格以上で最高の価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札結果の公表

前橋市ホームページで公表する。

12 契約

- (1) 別添契約書の例により作成するものとする。
- (2) 落札者は、令和6年8月16日（金）までに契約書に記名押印のうえ印紙を貼付して市に提出する。なお、印紙代は落札者の負担とする。
- (3) 賃貸借契約書は正副2通作成する。なお、屋内設置である建物の賃貸借契約書には印紙税がかからないため、収入印紙の貼付は不要。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、前橋市財務規則（昭和40年規則第19号）の定めるところによる。
- (2) 本説明書等の配布資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (3) 現場説明会は、開催しない。
- (4) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
ただし、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。
- (8) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消し並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。